

(案)

資料3

平成 29 年度 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における  
共同実施事業の経費支払の実施に係る年度協定書

東京都を甲とし、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会を乙とし、甲乙間において、次の各条項により本協定を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会における共同実施事業の経費支払に係る実施協定書」(平成 30 年 3 月 28 日付 29 才総総第 1701 号。以下「実施協定」という。)に基づき、乙が実施する共同実施事業のうち平成 29 年度までの実施に要する経費に係る負担金(以下「本年度負担金」という。)の乙に対する交付について、必要な事項を定めることを目的とする。なお、本協定における略語は、特に定めのない限り、実施協定の例による。

(交付対象事業等)

第 2 条 本年度負担金の交付の対象とする事業は、実施協定第 5 条に規定する事業とし、事業内容は、共同実施事業管理委員会において確認された事業(以下「本事業」という。)とする。

- 2 本年度負担金の交付対象とする経費は、乙が本事業について平成 30 年 3 月 31 日までに履行完了した経費とする。
- 3 本事業の内容に変更の必要が生じたときは、甲乙間において別途協議してその内容を定めることとする。

(本年度負担金の使途及び上限)

第 3 条 乙は、本年度負担金を本事業に係る経費に充てるものとする。

- 2 本年度負担金は、8,734,245 千円を上限とする。

(交付条件)

第 4 条 本協定書には別記「交付条件」記載の各条項が適用されるものとする。

(本協定及び本年度負担金の対象期間)

第 5 条 本協定及び本年度負担金は、平成 29 年度までにおける共同実施事業に係る経費を対象とし、平成 30 年度以降の共同実施事業に係る経費については、甲乙間において別途協定を締結する。

(交付申請)

第6条 乙は、本年度負担金の交付を申請する場合は、「負担金交付申請書」(別記第1号様式)に関係書類を添えて、あらかじめ甲が指定する期日までに甲に対し提出して行うものとする(以下「交付申請」という。)

「負担金交付申請書」(別記第1号様式)に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業一覧表(交付申請時)
- (2) 乙の印鑑証明書
- (3) その他、甲が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容等により必要がないと甲が認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項の一部又は関係書類の一部を省略することができる。

(承認事項)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

ただし、第2号及び第3号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 別表「対象事業一覧表(総括)」の各項目について、交付申請時における額から2割を超える変更(第3条第2項に定める上限額で、変更後の本事業に係る経費全体を賄える場合を含む。)をしようとするとき。
- (2) 本事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 本事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(変更交付申請)

第8条 前条の規定により乙が甲の承認を受けようとする場合には、あらかじめ共同実施事業管理委員会の確認を受けた上で、「負担金変更交付申請書」(別記第2号様式)に関係書類を添えて、甲に対して提出するものとする(以下「変更交付申請」という。)

「負担金変更交付申請書」(別記第2号様式)に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業一覧表(変更交付申請時)
- (2) 変更の理由を記した書面
- (3) その他、甲が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、事業の内容等により必要がないと甲が認めるときは、前項の申請書に記載すべき事項の一部又は関係書類の一部を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第9条 甲は、第6条第1項の規定に定める本年度負担金の交付申請があったときは、交付申請書及び関係書類を審査した上で交付の可否を決定(以下「交付決定」という。)し、

「負担金交付決定通知書」(別記第3号様式)により、また、前条第1項の規定に定める本年度負担金の変更交付申請があったときは、変更交付申請書及び関係書類を審査した上で変更の可否を決定(以下「交付決定の変更決定」という。)し、「負担金変更交付決定通知書」(別記第4号様式)により、その可否を乙に通知するものとする。

- 2 甲は、適正な本年度負担金の交付を行うために必要があると認めるときは、交付決定又は交付決定の変更決定に条件を付すことができる。

#### (交付申請の撤回)

第10条 前条第1項の規定により通知を受けた乙は、当該通知に係る本年度負担金の交付決定(前条第1項の規定による交付決定の変更決定を含む。以下同じ。)の内容又は交付決定に付された条件に対して異議があるときは、前条第1項の通知を受領した日の翌日から起算して14日以内に、当該決定に係る交付申請(第8条第1項による変更交付申請を含む。以下同じ。)を撤回することができる。

- 2 乙が前項に基づき交付申請を撤回したときは、当該交付申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

#### (報告等)

第11条 乙は、本事業が予定の期間内に完了しない又は本事業そのものの遂行が困難となったと判断した場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により甲に報告し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、本事業の円滑適正な遂行を図るため、本事業の遂行の状況に関し、乙に対し報告を求めることができる。

#### (事業の遂行命令等)

第12条 甲は、前条の規定に基づく乙からの報告又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、本事業が、本年度負担金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、乙に対しこれらに従って事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 甲は、乙が前項の命令に違反したときは、乙に対して当該事業の一時停止を命ずることができる。
- 3 前項の規定により甲が事業の一時停止を命ずる場合において、乙が本年度負担金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件に適合させるための措置を甲が別途指定する期日までにとらないときは、甲は第18条第1項第3号の規定により当該負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(調査)

第 13 条 甲は、必要に応じて共同実施事業に係る内容について、乙が管理する経理処理内容を調査できるものとし、乙は、甲が行う調査に誠意をもって対応し協力しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 乙は、本年度負担金の交付決定に係る会計年度（地方自治法第 208 条第 1 項に規定する会計年度をいう。以下同じ。）が終了したときは、「負担金実績報告書」（別記第 5 号様式）に関係書類を添えて、あらかじめ甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

2 前項の負担金実績報告書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 対象事業一覧表（実績報告時）
- (2) 対象事業に関して乙が締結した契約書等の写し
- (3) その他、甲が必要と認める書類

(負担金の額の確定)

第 15 条 甲は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る共同実施事業の成果が本年度負担金の交付決定の内容及び交付決定に付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、負担金の額を確定し、「負担金額の確定通知書」（別記第 6 号様式）により、乙に通知する。

(請求方法)

第 16 条 前条の規定により本年度負担金の額が確定された後に、乙は当該負担金を「請求書」（別記第 7 号様式）に関係書類を添えて甲に対して提出することによって請求し、甲は当該負担金を乙に対して交付する。

2 前項の負担金請求書に添える関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 支払金口座振替依頼書（口座情報払用）
- (2) その他、甲が必要と認める書類

(是正のための措置)

第 17 条 甲は、第 15 条の規定による調査の結果、事業の成果が本年度負担金の交付決定の内容及び交付決定に付した条件に適合しないと認めるときは、乙に対し、当該事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずることができる。

2 乙は、前項の命令に基づいて乙が必要な措置を行った場合においても、第 14 条の規定による実績報告書を再提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本年度負担金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により本年度負担金の交付を受けたとき。
- (2) 本年度負担金を目的外の用途に使用したとき。
- (3) その他本年度負担金の交付決定の内容又は交付決定に付した条件その他法令又は本協定に基づく命令に違反したとき。
- (4) 本年度負担金の交付決定をした後に、事情の変更により特別の必要が生じたとき。

2 前項の規定は、第 15 条の規定に基づき交付すべき本年度負担金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 甲は、第 1 項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を「負担金交付決定取消通知書」(別記第 8 号様式)により、乙に通知するものとする。

(負担金の返還)

第 19 条 甲は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期日を定めて本年度負担金の一部又は全部の返還を命じる。

- (1) 甲が第 15 条の規定により確定した本年度負担金の額を超える負担金が、本協定に基づき乙に対して支出されているとき。
- (2) 甲が本年度負担金を支出した後に、前条の規定により本年度負担金の交付決定の全部又は一部を取り消したとき。

(事業実績報告の訂正)

第 20 条 甲が第 15 条の規定により本年度負担金の額を確定した後において、当該確定の基礎となった実績報告を訂正する必要がある場合の取扱いは、次により行うものとする。

- (1) 乙は、実績報告を訂正する事由が生じたときは、速やかに「負担金実績報告の訂正について」(別記第 9 号様式)に次に掲げる書類を添えて、訂正内容を甲に提出するものとする。

ア 対象事業一覧表(報告訂正時)

イ その他、甲が必要と認める書類

- (2) 実績報告の訂正に伴う本年度負担金の額の変更に係る手続等については、第 15 条及び前条第 1 号の規定を準用する。

(提出書類)

第 21 条 本協定に基づき、乙が甲に提出する書類の提出部数は、1 部とする。

(危険負担)

第 22 条 天変地異や不測の事態等、乙の責めに因らない事由により事業の全部又は一部を中止するときは、事前に別途、甲乙で協議する。

(準用)

第 23 条 本年度負担金の交付に当たっては、実施協定及び本協定に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）によるものとする。

(補則)

第 24 条 その他本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙が協議してこれを決定する。

本協定締結の証として本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各々 1 通を保有する。

平成 30 年 3 月 日

東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

甲 東京都

東京都知事 小池百合子

東京都港区虎ノ門一丁目 23 番 1 号

乙 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

会長 森喜朗

## 別記 交付条件

### 1 違約加算金及び延滞金

(1) 甲が第 19 条第 2 号の規定により乙に負担金の返還を命じた場合（ただし、乙の責めによらず第 18 条第 1 項第 4 号に該当した場合を除く。）においては、乙はその命令に係る負担金の受領の日（負担金が 2 回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する負担金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該負担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

(2) 甲が乙に対し、負担金の返還を命じた場合において、乙がこれを期日までに納付しなかったときは、乙は当該期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付する。

### 2 違約加算金及び延滞金の計算

(1) 甲が 1 の (1) の規定により乙に違約加算金の納付を命じた場合において、乙の納付した金額が返還を命じた負担金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた負担金の額に充てるものとする。

(2) 甲が 1 の (2) の規定により乙に延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた負担金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

### 3 他の補助金等の一時停止等

乙が、負担金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該負担金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、ほかに同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、甲は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該負担金と未納付額を相殺するものとする。

### 4 財産処分の制限

(1) 乙は、共同実施事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並び

に共同実施事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、甲の承認を受けずに、実施協定第 1 条に定める目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。

(2) (1) の規定による甲の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、乙はその収入の全部又は一部を甲に納付させることがある。

(3) なお、東京 2020 大会後の財産処分の取扱いについては、(1)、(2) の規定を基本とし、別途定めるものとする。

## 5 財産の管理義務

乙は、共同実施事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

## 6 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

乙は、消費税及び地方消費税の申告により当該負担金に係る仕入控除税額が確定した場合は、別途定める様式により速やかに甲に報告しなければならない。

なお、報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を甲に納付させることがある。

## 7 経理

乙は、共同実施事業の経理について、当該事業以外の事業の経理と明確に区分しなければならない。乙は、共同実施事業の収支に係る会計帳簿を作成し、当該会計帳簿及びその証拠書類を本事業の完了した日（当該事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

## 8 その他

乙が 4 から 7 に付した条件に違反した場合には、この負担金の全部又は一部を甲に納付させることがある。